

# 風力発電事業に係る実施状況

1. 風力発電施設の法対象化と経過措置について
2. 風力発電事業に係る手続の状況
3. 風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて

## 風力発電事業に係る実施状況

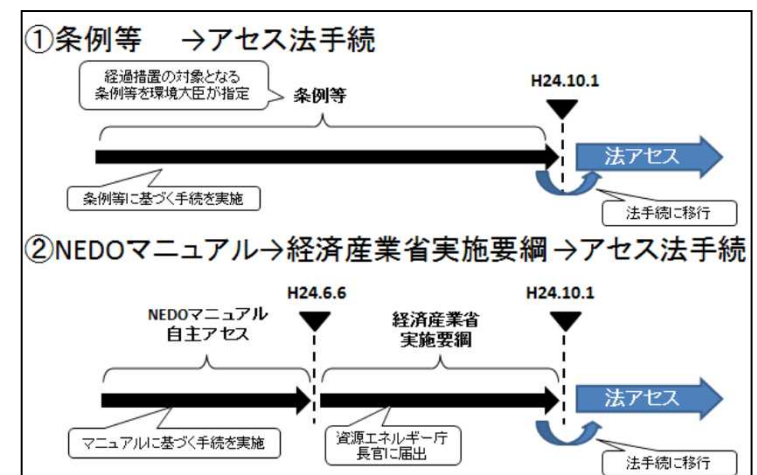
### 1. 風力発電施設の法対象化と経過措置について

#### <経緯>

- 「今後の環境影響評価制度の在り方について」(平成22年2月中央環境審議会答申)において、風力発電施設の対象事業への追加について提言。
- 「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」(平成22年10月～平成23年6月/全9回)において規模要件等の検討がなされ、報告書がとりまとめられた。
- 環境影響評価法施行令の改正(平成23年11月公布)により、平成24年10月から風力発電施設の設置が法対象に追加。(第1種事業:1万kW以上 第2種事業:0.75万kW以上 1万kW未満)

#### <経過措置>

- すでに条例や地方公共団体の行政指導に基づく手続を進めていた事業については、その手続の段階から法の手続に移行できるよう、一定の要件を満たす書類を法の手続によって作成される書類に相当する書類として指定。
- 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が作成した「風力発電のための環境影響評価マニュアル」を参考に自主的に環境影響評価手続を実施してきた事業については、経済産業省が「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)を策定(平成24年6月)し、いったん実施要綱に基づく手続に移行させ、その上で、実施要綱に定める手続に従って作成された書類を法の手続によって作成される書類に相当する書類として指定することにより、法手続への適切な移行を確保。



## 2. 風力発電事業に係る手続の状況

- 風力発電事業が環境影響評価法の対象事業に位置づけられて(平成24年10月)以降、経過措置により法対象事業に移行した事業を含め、平成25年9月末までに合計で95件(うち経過措置73件)の事業について、法に基づき環境影響評価の手続が行われている(手続を廃止した事業を含む)。
- 平成25年9月末までに、26件の風力発電所設置事業に対して環境省又は環境大臣の意見を述べており(環境省意見12件、環境大臣意見14件)、すべて経過措置案件に対するものである。

表. 風力発電事業に係る環境影響評価法手続件数

手続状況	件数	総出力(MW)
スクリーニング手続終了	5 (手続必要判定4件、不要判定1件)	47.9
方法書手続中	2	157.2
方法書手続終了	52	2,472.0
準備書手続中	5	98.5
準備書手続終了	23 (23)	916.7
評価書手続終了	4 (1)	113.9
事業廃止	4 (2)	75.7
合計	95 (26)	3,881.9

※括弧は環境省意見又は環境大臣意見を述べた事業の数

(平成25年9月末現在)

### 3. 風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて

- 平成25年7月、環境省は、経過措置案件25件の環境省の審査結果等を整理した「**風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて**」(以下「円滑なアセスに向けて」という。)を公表した。
- 本資料を事業者や環境アセスメントに携わるコンサルタント、地方自治体等が活用することにより、環境アセスメントの質の向上と、追加調査等のリスクを軽減することや自治体の担当者等が審査を行う際の参考にすることなどにより、環境アセスメントの期間の短縮が期待される。

風力発電事業の円滑な環境アセスメント  
の実施に向けて

平成25年7月  
環境省

#### 「円滑なアセスに向けて」において整理された主な環境省意見・環境大臣意見の概要

- 対象事業実施区域の明確化
- 環境影響評価項目の再検討  
(工事中の影響、取り付け道路等の影響の追加／生態系、シャドーフリッカー等)
- 追加調査の実施  
(十分な既存資料がないにもかかわらず通年の現地調査が実施されていない／騒音・低周波音の調査地点不足／景観の眺望点の追加)
- 予測の再検討  
(個々の生物等への影響が見られるにも関わらず「影響はない・小さい」とする予測結果の見直し／鳥類の衝突確率についての引用事例の適正性など生物に対する定量的な手法の採用)
- 環境保全措置の再検討  
(鳥類の渡り時期や時間の稼働の調整／場合によっては風車の基数や配置の変更を求める)
- 評価の再検討  
(「実行可能な範囲で最大限の回避・低減が図られているか」を軸として、科学的・客観的な評価を求める(「影響はない／小さい」との評価への偏り)／騒音・低周波音の「増分」を用いた評価(環境基準との比較のみ／いわゆる「参照値」を用いた評価))
- 事後調査の実施及び結果の公表  
(騒音・低周波音、動植物に関する影響の確認／鳥類の死亡・傷病個体の取り扱い)